

令和 8 年 1 0 月 9 日

職員の処分について

1 案件の概要

令和 6 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の精算事務における事務処理を誤ったまま国への提出を行ったこと、またこれにより本来は全額国費で措置される給付金事業において、約 9, 3 2 9 万円の市費負担を生じさせ、市政への信頼を失墜させることになった。

2 対 応

(1) 職員の処分について

処分の種類等	所属等	備 考
減給(1/10) 1 月	総務部 部長級 (50代 男性)	事務処理の誤りを是正できず、 約 9, 3 2 9 万円の市費負担を生じさせ、市政への信頼を失墜させた。
戒告	総務部 副部長級 (50代 男性)	
戒告	総務部 課長級 (50代 男性)	
文書による 厳重注意	総務部 職員	
文書による 厳重注意	総務部 職員	事務処理の誤りにより、 約 9, 3 2 9 万円の市費負担を生じさせ、市政への信頼を失墜させた。

(2) 全職員に対する訓示

本日付で処分を行ったことに対し、適正な事務処理の徹底及び綱紀保持等について訓示を行った。